健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください!

● データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され*、データに基づく最適な医療が受けられ るようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合 と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

❷ 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。 ※なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

❸ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします

マイナンバーカードを申請

- ■申請方法は選択可能です
 - 1. オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
 - 2. 郵便による申請
 - 3. まちなかの証明写真機からの申請



マイナンバーカードを健康保険証として登録

- ■利用登録の方法
 - 1. 「マイナポータル」から行う
 - 2. セブン銀行 ATM から行う
 - 3. 医療機関・薬局の受付で行う

※マイナンバーカードの申請及び健康保険証としての登録は、役場(1階:町民課)でも手続き可能です。

2024(令和6)年秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます

マイナンバーカードをなくしたり、 手元にない場合は?

- ▶2024 (令和6) 年秋以降、マイナンバーカードを 紛失・更新中の方やお手元にカードがない方など は、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくこ とで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した 「資格確認書」が無償交付されます。
- ▶「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示するこ とで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受ける ことができます。

健康保険証はいつまで使えますか?

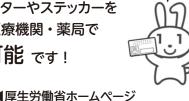
- ▶ 2024 (令和6) 年秋以降、新規の健康保険証 は発行せず、2024(令和6)年秋の時点でお 手元にある有効な保険証は、その時点から最長 1年間*使用することができます。
 - ※有効期限が2025(令和7)年秋より前に切れる 場合はその有効期限まで。





使えるよ! マイナンバーカードは こちらのポスターやステッカーを 貼っている医療機関・薬局で

ご利用可能 です!





◀厚生労働省ホームページ

厚生労働省 HP でもご利用可能な **医療機関・薬局を公開しております。**

お問い合わせ先:マイナンバー総合フリーダイヤル(電話:0120 - 95 - 0178)

島前病院や浦郷診療所、

スイング島前薬局でも



令和6年度

法律相談センター開設について

法律相談センターを開設いたします。相談は予約制となっております。相談を希望される方は、相談日の前日午後 5 時までにお電話にてご予約をお願いいたします。

- ■場 所 別府至誠館
- ■相談日 毎月第2火曜日(右記参照)
- 時 間 午後2時~4時30分(5枠)
- **予約方法** 予約専用電話

☎ 0852 - 21 - 3450

- ■料 金 同一案件 2 回目まで無料 3 回目以降 5,000 円(税込)
- そ の 他 基本は事前予約制ですが、当日受付 も可能です。

お問い合わせ先:

島根県弁護士会 〒690 - 0886 松江市母衣町 55 - 4 松江商工会議所 7 階 ☎ 0852 - 21 - 3225

相談日	弁護士
令和6年 4月 9日(火)	宮田 尚典
5月14日 (火)	小林 竜也
6月11日 (火)	宮田 尚典
7月 9日 (火)	小林 竜也
*8月20日(火)	宮田 尚典
9月10日 (火)	小林 竜也
10月 8日 (火)	宮田 尚典
11月12日 (火)	小林 竜也
12月10日 (火)	宮田 尚典
令和7年 1月14日(火)	小林 竜也
2月18日 (火)	宮田 尚典
3月11日 (火)	小林 竜也

※8月の相談日は第3火曜日に変更しています。

第10回

運火島小=フマランシ 2024 2024.10.20 sun 開催決定



令和6年10月20日(日)に「第10回西ノ島ハーフマラソン 2024」の開催が決定しました。多くの皆様のご支援ご協力の おかげで、西ノ島ハーフマラソンは第10回大会を迎えます。

詳細は未定となっておりますが、第10回大会を記念して、 町民やランナーの皆様により一層楽しんでいただけるよう催し も考えております。

大会までまだたくさん時間がありますの、ぜひこれから練習をはじめて、町内からも多くの皆様に参加をしていただければと思っております。体力に自信のない方も3kmのコースからありますので、ぜひご参加ください!

多くの皆様に西ノ島にお越しいただければと思っております ので、知人やご友人などぜひお声がけいただければと思いま す。エントリーの開始はまた決まりましたらお伝えさせていただ きます。

お問い合わせ先: 西ノ島町役場 観光定住課 ☎ 08514 - 6 - 1257